

一般社団法人愛知県産業資源循環協会 青年部規約

(目的)

第1条 この青年部は、一般社団法人愛知県産業資源循環協会の次代を背負う若きリーダーを中心として組織し、協会の健全なる発展を図ると共に、企業の合理化、近代化及び高度化を推進するために、会員の研修と相互の連携を強め、より良い経営者、指導者をつくることを目的とする。

(名称)

第2条 この青年部は、一般社団法人愛知県産業資源循環協会青年部（以下、「青年部」という。）とする。

(事務局)

第3条 この青年部の事務局は、一般社団法人愛知県産業資源循環協会内に置く。

(事業)

第4条 この青年部は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 会員のためにする各種研修会の開催。
2. 会員の経営の健全化を図るための各種情報交換及び提供。
3. 協会の振興に必要な建議、陳情、提言。
4. 会員の福利厚生に関する事業。
5. 前各号に付帯する事業。

(会員資格)

第5条 この青年部の会員は、一般社団法人愛知県産業資源循環協会の会員または会員会社の幹部で、青年部の趣旨に賛同する年齢50歳未満の者とする。但し事業年度中に満50歳に達するときは、その年度内は会員資格を有するものとする。

(加入)

第6条 前条の資格を有する者で、協会員及び青年部会員の推薦を得て青年部役員会の承認を得た者とする。

(退会)

第7条 会員は、あらかじめ役員会にその旨の申し入れをした上で、会計年度の終わりにおいて退会することが出来る。

(総会)

- 第8条
1. 総会は通常総会及び臨時総会とし、青年部会員をもって構成する。
 2. 通常総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催し、臨時総会は役員会が必要と認めたときに開催する。
但し社会情勢等により通常の開催が困難な場合には、書面または電磁的方法により総会決議事項を通知し賛否を諮ること（以下、「書面決議」という。）によって、これに代えることができる。
 3. 総会は青年部会長が召集する。

4. 総会の議長は総会において会長が選任する。
5. 総会は次に掲げる事項を議決する。
 - ①事業計画及び収支予算の決定。
 - ②事業報告及び収支決算の承認。
 - ③規約の改正。
 - ④その他、役員会が必要と認めた事項。
6. 総会は、会員の過半数の出席がなければ議事を開き議決することはできない。
但し書面決議の場合は、会員の過半数の書面または電磁的記録の受理によって、これに代えることができる。
7. 総会の議事は出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
但し書面決議の場合は、受理した書面または電磁的記録の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
8. 総会の議事については議事録を作成しなければならない。
但し書面決議の場合は、書面決議報告書によって、これに代えることができる。
9. 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記録し、議長及び議長が指名した出席会員2名以上がこれに署名押印するものとする。
但し書面決議の場合は、会長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、会長及び会長が指名した役員2名以上がこれに署名押印するものとする。
 - ①会議の目的である事項、日時及び場所。
 - ②会員数及び出席者数または受理数。
 - ③議事の経過の概要及びその結果。
10. 前項の議事録または書面決議報告書は、事務局に備え付けて置かなければならない。

(役員の数)

第9条 青年部の役員は次の通りとする。

- ①青年部 会長 1名
- ②青年部 副会長 2名以上5名以内
- ③幹事 15名以内（会長及び副会長を含む。）
- ④監事 2名

なお、必要に応じ、会計、委員長（5名以内）、直前会長、相談役、総括幹事、会務、広報を定めることが出来る。

(役員の職務)

- 第10条
1. 青年部会長は、青年部を代表し業務を執行する。
 2. 青年部副会長は、青年部会長を補佐し、青年部会長に事故等があるときは、青年部会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。
 3. 幹事は、青年部の運営及び業務の執行にあたる。
 4. 監事は、いつでも会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、役員に対し会計に関する報告を求めることが出来る。

5. 会計、委員長、直前会長、相談役、総括幹事、会務、広報を定めた場合は以下の通りとする。
 - ①会計は、出納、帳簿及び書類の管理にあたる。
 - ②委員長は、担当委員会が円滑に行われる様に業務の執行にあたる。
 - ③直前会長は、青年部を運営する上での顧問的な役割を行う。
 - ④相談役は、青年部の運営上の諸問題や重大な事項について助言できる。
 - ⑤総括幹事は、部会運営が円滑に行われるように業務の執行にあたる。
 - ⑥会務は、役員会及び各委員会が円滑に行われるように業務の執行にあたる。
 - ⑦広報は、青年部活動をPRするための企画・運営にあたる。

(役員を選任)

- 第11条
1. 幹事並びに監事は総会において選任する。
 2. 青年部会長は、青年部会の幹事の互選により定める。
 3. 青年部副会長は、青年部幹事のうちから、青年部会長が指名する。なお、会計、委員長、直前会長、相談役、総括幹事、会務、広報を定める場合も同様とする。

(役員任期)

- 第12条
1. 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。
 2. 補欠（増員に伴う場合の補充も含む。）のため選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

- 第13条 青年部の顧問に一般社団法人愛知県産業資源循環協会正副会長を委嘱する。

(会費)

- 第14条
1. 青年部の運営に要する経費は、総会において定めた会費を青年部会員から徴収するものとする。
 2. 会費の額及び徴収方法は総会において決定する。なお必要に応じ特別会費を徴収することが出来る。
 3. 会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

(会計年度)

- 第15条 青年部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(補足)

- 第16条 この規約に定めるものの他、必要な事項は役員会に諮り、青年部会長が定める。

慶弔金規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人愛知県産業資源循環協会 青年部（以下「青年部」という。）の会員（会員本人及び会員の家族（配偶者及び一親等））に対する慶弔金の給付について定める。

(会員の結婚祝金)

第2条 会員が結婚したときは、結婚祝金として5,000円を支給する。ただし、この支給は1回限りとする。

(会員の出産祝金)

第3条 会員またはその配偶者が子女を出産したときは、出産祝金として5,000円を支給する。

(会員の見舞金)

第4条 会員が火災その他非常災害により建物及び施設等に損害を受けたときは、見舞金を支給することができる。見舞金の額は原則10,000円とし、支給の可否及び金額は会長が決定する。

(会員の弔慰金)

第5条 会員への弔慰金は、次の通りとする。

- (1) 本人 供花一對
- (2) 配偶者 供花一對
- (3) 子及び父母 供花一對

(細則)

第6条 この規定に定めのない事項は、役員会の決定による。